

○北秋田市特定空家等解体撤去事業費補助金交付要綱

平成 30 年 2 月 19 日 北秋田市告示第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、適切な管理が行われておらず、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態にある特定空家等から地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、特定空家等解体撤去事業に対し補助金を交付することについて、北秋田市補助金等交付要綱(平成 17 年北秋田市告示第 22 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において使用する用語の意義は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。)において使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 除却工事 空家等のうち建築物及びこれに附属する工作物の全部の撤去に係る工事(門扉及び塀の撤去に係るものを除く。)をいう。
- (2) 附帯工事 空家等のうち敷地に存する門扉、塀、立木等の撤去に係る工事をいう。
- (3) 市内施工業者 本市内に本店、支店又は営業所を有する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)に基づく許可を受けた建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に基づく登録を受けた解体工事業者をいう。

(補助対象空家等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる空家等(以下「補助対象空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するものであること。
- (2) 法第 2 条第 2 項の規定による特定空家等として市長が認めたものであること。ただし、法第 14 条第 2 項の規定による勧告を受けたものは除く。
- (3) 個人が所有するものであること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないものであること。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の所有者又は相続人
- (2) 市税の滞納がない者(補助対象者と同居する親族を含む。次号において同じ。)
- (3) 北秋田市暴力団排除条例(平成 24 年北秋田市条例第 3 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でない者

2 前項第 1 号又は第 2 号の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、補助対象者とする。

(補助対象事業)

第 5 条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が発注し、市内施工業者が請け負う工事等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 除却工事を行うものであること。
- (2) 除却工事及び附帯工事を行うものであること。

2 前項の規定にかかわらず、公共工事の施工に伴う補償の対象となる工事については、

補助対象事業としない。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象空家等の解体、解体に係る仮設工事費、廃材等の運搬及び処分並びに整地に要する経費とする。ただし、市、県及び国が行う他の補助制度の対象となる工事に係る経費を除く。

(補助金額)

第7条 第5条第1項第1号又は第2号の補助対象事業に係る補助金額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業着手前に北秋田市特定空家等解体撤去事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 相続人が申請する場合は、相続関係を証明できる書類
- (2) 補助対象空家等の登記事項証明書(建物)又は所有権を証明できる書類
- (3) 補助対象事業の施工場所及び施工内容が確認できる見積書(作成年月日並びに施工業者の名称及び所在地の記載並びに押印のあるもの)
- (4) 補助対象空家等の現況写真
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付申請の制限)

第9条 補助金の交付申請は、同一の補助対象空家等につき、1回のみ行うことができるものとする。

(実績報告)

第10条 補助対象者は、補助対象事業の完了後速やかに、北秋田市特定空家等解体撤去事業費補助金実績報告書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る工事請負契約書の写し
- (2) 補助対象事業に係る経費の領収書及び明細書の写し
- (3) 補助対象事業の施工中及び施工後の写真
- (4) 補助対象事業の実施に伴う廃棄物処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する産業廃棄物管理票の写し
- (5) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出済証の写し(一定規模以上の除却工事に限る。)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助対象者の責務)

第11条 補助対象者は、補助対象事業を実施したときは、空家等又は空家等の跡地について適切な管理を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。